

特定建設作業実施届出書（騒音・振動・市条例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提出書類を環境政策課に提出する日付

（宛先）流山市長

**・2部提出**  
**・作業開始の7日前までに届け出ること**

様式は、HPからダウンロードできます。  
<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/34/276/021890.html>で「特定建設作業実施届出書」をクリック

届出者 住所（所在地）（郵便番号 107-0052）  
東京都港区赤坂〇△番地  
氏名（名称及び代表者の氏名）  
（株）〇×△建設  
代表取締役 流山 太郎  
職氏名  
この届出者の取扱者 流山事業所 所長 流山 一郎  
（電話番号 04-7158-xxxx）

届出者は、元請業者の代表者とし、押印する。

申請内容の分かる者、電話番号も記載する

騒音規制法第14条第1項（第2項）

特定建設作業を実施するので、振動規制法第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。  
流山市公害防止条例第25条第1項

建設工事の名称	〇×△ビル建設工事		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート造6階、地下1階		
特定建設作業の種類	騒音規制法	6、8	
	振動規制法	1	
	市条例	9	
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2・流山市公害防止条例施行規則別表3に規定する機械等の名称、型式及び仕様	くい打ち機（アースオーガ+直打工法）、バックホウ（コマツD21A-7）、バックホウ（日立 EX200-2C）、ブルドーザー（コマツPC200）		
特定建設作業の場所	流山市平和台2丁目〇×△番地先		
特定建設作業の実施の期間	令和〇〇年△△月××日から	〇×日間	
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日実働時間
	8時	17時	日曜祝日を除く 8時間
騒音又は振動の防止の方法	低騒音、低振動機械の使用及び防音シート・パネル等を設置する		
発注者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	（株）〇×△ 流山市木××番地 流山 三郎 （電話番号 04-7158-〇〇〇〇）		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇×△ビル建設工事事務所現場代理人 流山 四郎 （電話番号 04-7159-××××）		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所	（有）△□〇土木 流山市下花輪〇〇番地 代表取締役 千葉 太郎 （電話番号 04-7160-△△△△）		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	（有）△□〇土木 流山市下花輪〇〇番地 工事主任 千葉 次郎 （電話番号 04-7161-□□□□）		
添付書類	(1) 特定建設作業工程表（建設工事の工程の概要を明示したもの） (2) 特定建設作業の場所の付近の見取図		
* 審査結果			
* 受付年月日	* 受理年月日	※ 整理番号	* 備考
		騒音	
		振動	
		市条例	

例  
整地工事  
鉄筋6階、地下1階

別表を参照し、番号で記入してください

使う重機をここに列挙してください。

実施の期間は、発注工期ではなく、実際に特定建設作業に該当する重機を使用する始めと終わりの日を記入すること。

一日における延作業時間  
10時間以内

特定建設作業は、日曜・祝日は、原則できません。

公共事業の場合には、発注団体名及び発注所管部課名も記載。  
<例>  
流山市役所 流山市平和台1-1-1  
流山市長 井崎 義治 土木部道路建設課

下請負人が作業を行う場合に記入（複数の場合は別紙でも可）

工程表：全工程を記載し特定建設作業を赤で着色

案内図：特定建設作業の場所を赤で着色

- 備考
- 1 \*印の欄は記入しないこと。
  - 2 特定建設作業の種類欄には、それぞれ騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、流山市公害防止条例施行規則別表第3に掲げる番号及び作業名を記入すること。
  - 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、その日を明示すること。
  - 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記入にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。

騒音規制法施行令別表第2

特 定 建 設 作 業 の 種 類	
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（手持ち式ブレーカーを含む）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機で、原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業は除く）
5	コンクリートプラント（混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練重量が200キログラム以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）
6	バックホウ（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る）
7	トラクターショベル（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る）
8	ブルドーザー（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る）

振動規制法施行令別表第2

特 定 建 設 作 業 の 種 類	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業

流山市公害防止条例施行規則別表第3

特 定 建 設 作 業 の 種 類	
1	くい打機（人力で行うものを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業
3	さく岩機（ブレーカーを除く）を使用する作業
4	空気圧縮機を使用する作業
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業
6	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
7	舗装版破碎機を使用する作業
8	ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業
9	ブルドーザー、パワーショベル、トラクターショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
10	振動ローラを使用する作業
備考	騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業及び振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業は除く。